

災害避難における新型コロナウイルス感染症への対応方針について

災害避難における新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図るため、下記のとおり対応する方針としましたので、報告します。

記

【住民周知】

1. 避難のあり方、避難する場合の準備品等の住民周知

- (1) 新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、災害時に危険な場所にいる場合は避難することが原則であること。
- (2) 避難とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる人まで避難所に行く必要はないこと。
- (3) 避難先は小中学校などの指定避難所のみではなく、安全な親戚・知人宅への避難も検討すること。
- (4) 避難の際には、食料、飲料水、生活用品等通常の非常時持出品に加え、できるだけ、マスク、消毒液、体温計を自ら携行すること。

【避難所開設前の準備】

2. 通常より多くの避難所の開設

- (1) 現在の指定避難所数 185箇所
- (2) 指定避難所の過密状態を防ぐため、収容人数を考慮し、通常の災害発生時よりも多くの指定避難所を開設する。また、指定避難所以外の市有施設等の活用も検討する。

3. 避難所で必要となる資材の整備

感染防止や衛生環境の確保のために必要な資材を可能な限り整備する。

- (1) 居住区画整備用資材 間仕切り、テント、段ボールベッド等
- (2) 避難所の感染予防用資材 消毒液、ペーパータオル、ウエットティッシュ、ハンドソープ等
- (3) 避難者等の健康管理用資材 マスク、非接触赤外線体温計等
- (4) 避難所運営スタッフ用資材 ガウン、フェイスシールド等

【避難所開設時の感染予防対策】

4. 避難者の健康確認（受付）

- (1) 受付時には、全ての避難者に対し検温と手指消毒を徹底するとともに、健康状態などの聞き取りを行う。
- (2) 発熱、咳等の症状のある方は、あらかじめ用意した専用スペース（個室空間）へ誘導する。

5. 発熱、咳等の症状がある方のための専用スペース（個室空間）の確保

- (1) 発熱、咳等の症状がある方のための、専用スペースを確保する。その際は、間仕切りなどを活用し個室にするとともに、専用のトイレまたは簡易トイレを用意する。
- (2) 発熱、咳等の症状がある方の専用スペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。

【避難所運営時における感染予防対策】

6. 避難所生活における感染予防の徹底

- (1) 避難者及び避難所運営スタッフは、頻繁に手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底する。（貼り紙、チラシ配布）
- (2) 物品等は、定期的及び必要時、消毒液や家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。
- (3) 避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意する。

7. 避難者の健康状態の確認

- (1) 避難所では、避難者各自で定期的に検温を行い、発熱や体調不良の場合には、避難所運営スタッフに報告してもらう。
- (2) 避難所（車中での避難等を含む。）を保健師が巡回し、健康状態の確認を定期的に行う。

※車中での避難は、エコノミークラス症候群の予防に留意する。